

社会保険

Q & A

「教えて城間先生!!」

Vol.22

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は、傷病手当金と雇用保険の
基本手当（失業給付）の支給についてです。



従業員

Q 1

私は退職前から現在まで病気療養のため仕事が出来ず傷病手当金を受給しています。退職した現在、同時に雇用保険の基本手当（失業給付）も受けることが出来るのでしょうか？

A 1



城間先生

雇用保険の目的は、被保険者が失業した場合に必要な給付を行うことにより、生活の安定を図ること（雇保法1条）にあります。雇用保険法における失業とは、被保険者が労働の意思と能力があるにもかかわらず職業に就くことが出来ない状態を言います（雇保法4条）。ですから失業保険を受けること自体、労働の意思及び能力があると認められなければなりません。

一方、健康保険の傷病手当金の支給要件は、療養のため労務に服することが出来ない状態であり、医師が労務不能であると認めた場合に支給されるものです。そのことから傷病手当金受給期間中の失業給付は同時に受けることはできません。

Q 2

わかりました。それでは、傷病手当金受給終了後に失業給付の請求は可能でしょうか？

A 2

はい、可能です。ただし、失業給付の受給期間は、原則として離職の日の翌日から起算して1年間です。しかし、病気などで引き続き30日以上職業に就くことが出来ない日がある場合にはその日数を受給期間に加えることが出来ます。受給期間の延長は最大4年間認められます。延長の手続きは、離職後においてその状態が30日を経過した日の翌日以降、早期に行うことを原則としていますが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請は可能です。

申請手続きの仕方は、受給期間延長申請書に離職票を添付して、本人の住居所を管轄するハローワークに申請することになります。郵送でも手続きは可能です。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

7月：5日（金）・12日（金）・19日（金）・26日（金）

8月：2日（金）・9日（金）・16日（金）・23日（金）・30日（金）

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

毎週金曜日
各午後1時から
午後5時まで

